

新たな指標を導入した福島県の大雨及び洪水警報・注意報の改善について

福島地方気象台では、大雨警報（浸水害）・大雨注意報の発表基準に、短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりを把握するための新たな指標（表面雨量指数）を導入するとともに、洪水警報・注意報の発表基準に用いている洪水発生危険度の高まりを把握するための指標である流域雨量指数を精緻化し、平成 29 年 7 月 4 日（火）13 時から運用を開始します。

なお、今回の改善については、平成 29 年 4 月 28 日、気象庁報道発表資料でお知らせした「雨による災害発生危険度の高まりを評価する技術を活用した大雨・洪水警報や大雨特別警報の改善、及び危険度分布の提供について」に関連するものです。

詳細につきましては、以下を参照してください。

<http://www.jma.go.jp/jma/press/1704/28b/20170428riskmap.html>

なお、福島県では「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」等の影響を考慮し、一部の市町村において、大雨警報（浸水害）・注意報、洪水警報・注意報の発表基準（雨量基準、流域雨量指数基準）を、通常より引き下げた暫定基準を設けて運用しています。

今般の大雨警報・洪水警報の改善にあわせて、河川堤防の復旧工事が完了した広野町については、洪水警報・注意報の暫定基準による運用を終了します。

その他、暫定基準で運用中の警報・注意報については、引き続き暫定基準で運用します。

流域雨量指数基準については、「通常基準に対する暫定基準の割合」（以下「暫定割合」という）は 7 割で変更ありません。新たに導入する表面雨量指数の基準については、現在の雨量基準で暫定割合（8 割）に相当する 7 割とします。

新たな大雨及び洪水警報・注意報の発表基準については、運用開始日時に合わせ気象庁ホームページに掲載している基準一覧表を更新します。

警報・注意報発表基準一覧表（福島県）

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/fukushima.html>

【本件に関する問い合わせ先】

福島地方気象台 水害対策気象官
（電話 024-534-0321）